

(案)

## カラーデジタル複合機保守契約書

分任支出負担行為担当官 四国森林管理局 香川森林管理事務所長 名本 亮介  
(以下「甲」という。)と〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、  
カラーデジタル複合機 DocuCentre-VII C6688 (以下「複合機」という。)の保守  
管理に関し、次の条項により契約を締結する。

### 契約条項

(契約の目的)

第1条 この契約は、複合機が常時正常な状態で使用できるように保守を行い、複合機に必要な用紙、トナー等(以下「消耗品」という。)を円滑に供給することを目的とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(保守実施場所)

第3条 保守実施場所は、甲の所在とする。

(料金)

第4条 保守料は、次のとおりとする。ただし、1ヶ月の保守料金は第8条に定める検査によって確定した総枚数から、複合機の点検及び調整並びに通常の使用に伴って生じた不良複写の枚数として、モノクロ枚数の2%、フルカラー枚数の6%を差し引いた枚数に1枚当たりの保守料を乗じて得た額とする。

品目	予定数量	単価	年間予定総額
モノクロ	120,000 枚	円/枚	円
フルカラー	84,000 枚	円/枚	円
計			円
消費税相当額(10%)			円
合計			円

(保守)

第5条 乙は、複合機を常に良好な運転状態を保つように定期的に点検及び調整を行うものとする。

2 乙は、複合機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

(消耗品の供給)

第6条 乙は、消耗品が不足しないよう事前に供給するものとする。

(消耗品の所有権)

第7条 消耗品の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

2 甲は、消耗品を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

(検査)

第 8 条 乙は、毎月末に複合機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

(代金の請求)

第 9 条 乙は、前条の検査が完了したときは、第 4 条に定める料金を請求するものとする。

(代金の支払)

第 10 条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受領した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受領した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第 11 条 甲が前項に規定する期間内に代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）乙は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

2 前項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、保守の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用したりしてはならない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると甲が認めたとき若しくは乙が義務を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正行為があったとき。
- (3) 乙が破産の宣告を受けたとき。
- (4) 乙が解約を申し出たとき。

2 甲は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、違約金として 1 か月の月間基本枚数で計算した保守料相当額に契約期間（履行完了期間を除く。）を乗じた額の 100 分の 10 に相当する金額を請求することができる。

3 甲は、乙が天災等やむを得ない理由により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金を請求しないものとする。

4 甲は、甲の都合によりこの契約の全部又は一部を解除するときは、30 日前に文書をもって乙に通知しなければならない。この場合、乙は甲に対して違約金を請求しないものとする。

(消耗品の返還)

第 14 条 甲は、この契約が終了したとき、消耗品を乙に返還しなければならない。

(相殺)

第 15 条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 16 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 17 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除)

第 18 条 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおりとする。

(その他)

第 19 条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市上之町2-8-26  
分任支出負担行為担当官  
四国森林管理局  
香川森林管理事務所長 名本 亮介

乙